

市第 144 号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正内容

- (1) 東寺尾一丁目ふれあい公園を新設（有料施設として「分区園」を追加）
- (2) 師岡町梅の丘公園を新設（有料施設として「分区園」を追加）
- (3) 泉が丘公園の拡張による分区園を新設（有料施設として「分区園」を追加）

指定管理者に管理を行わせることにより、事業者のノウハウやアイデアを生かし、より効率的・効果的な管理運営を行いつつ、利用者サービスの向上を図ります。

なお、今回の 3 公園及び公園施設は、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」として、市民の要望の高い農体験の機会を増やし、また、横浜の農地、里山の景観を保全するために、都市公園の適地となる農地等を、分区園など農的な施設を主とした都市公園として整備する農園付公園です。

2 公園の概要

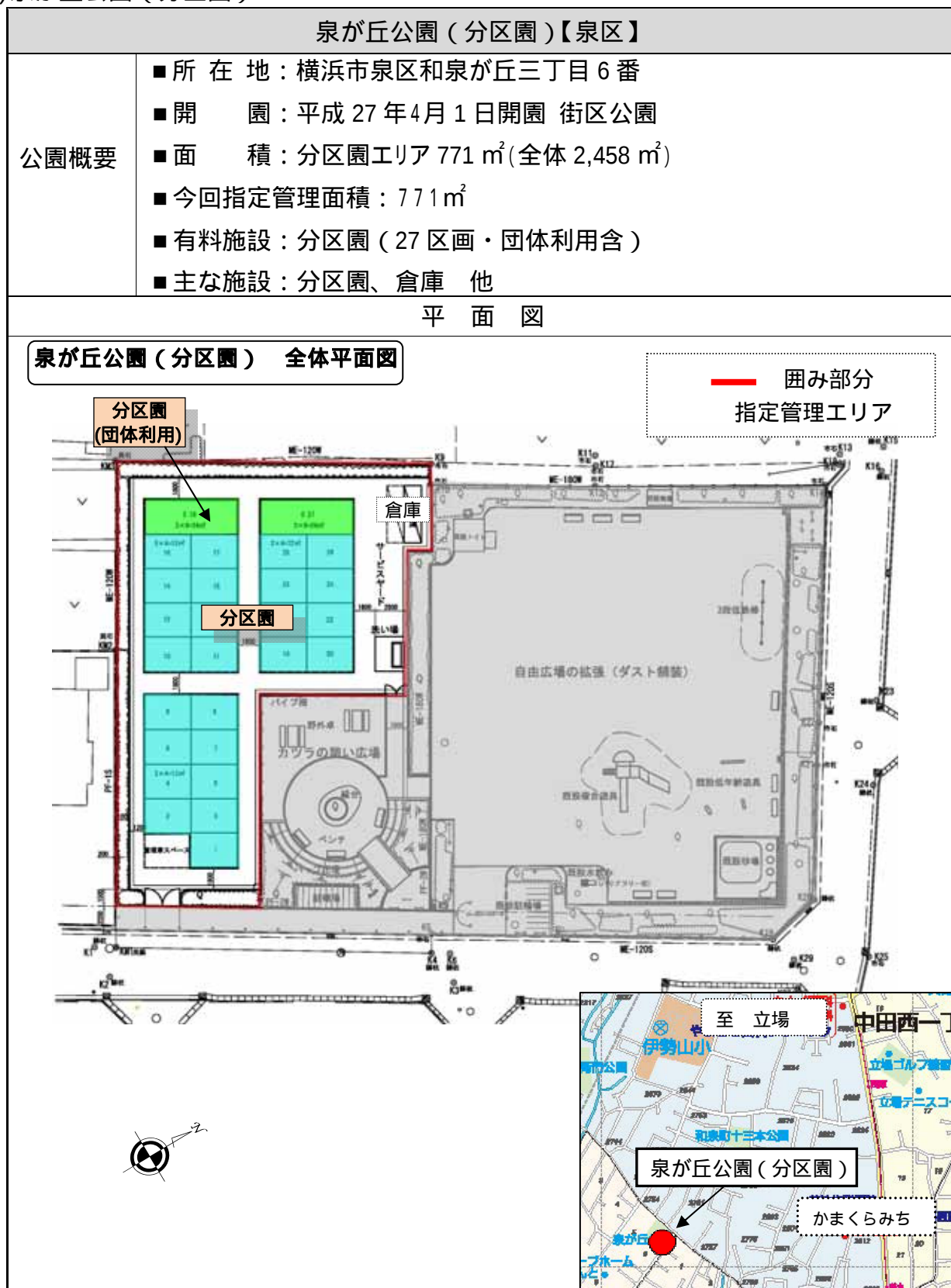
(1) 東寺尾一丁目ふれあい公園



(2) 師岡町梅の丘公園



(3) 泉が丘公園（分区園）



3 施行期日
平成27年4月1日